

# 2020年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 履修免除試験問題 法律科目試験

### (行政法)

次の(設例)を読んで、問に答えなさい。

#### (設例)

Xは2018年8月7日、生活保護の申請をし、同じ日に、Y市長から適法に委任を受けたY市社会福祉事務所長(以下「処分行政庁」という。)が生活保護決定を行った。処分行政庁は同年9月16日以降再三にわたってXに対し求職活動をするよう口頭で指示したが、Xがこれに従わなかったため、翌2019年6月16日、生活保護法(以下「法」という。)27条1項に基づきXに対し「一週間に一回はハローワークに出向いて求職活動をすること、月に一社以上企業の面接を受けること、求職活動とその結果について処分行政庁に月一回報告すること」等を内容とする書面による指示(以下「本件指示」という。)を行った。

しかし、Xが本件指示にも従わなかったため、処分行政庁は、Xに対して法62条3項に基づく処分をすることを検討し、法62条4項に基づき同年8月14日に弁明手続を実施したが、Xに対し何らかの処分がなされることはなかった。もっとも同手続において処分行政庁はXに対し「このまま求職活動を行わない状態が続く場合には保護廃止処分もありうる」と伝えていた。

その後Xは、同年9月以降毎月一回程度はハローワークを訪れて求職活動を行い、11月頃には面接を受けた一社について採否の通知を待つ状況にまで至った。

しかし、処分行政庁は、Xからの月一回の報告が同年9月から12月まで4ヶ月間なかったことから、Xの就労意欲に改善がみられないと判断し、2020年1月6日、「指示に従わないため廃止(生活保護法62条3項)」との理由のみを付して保護を廃止する処分(以下「本件処分」という。)を行った。

Xは、月一回の報告をしなかったことが本件指示違反であることは認め、この点は自分に非があると考えたが、なぜいきなり保護が廃止されることになったのか分からなかった。とりわけ本件指示通りではないにしても就職活動を行い、採否の通知を待つ状況であったことからすると、本件指示違反に対しては保護停止処分が相当であると考え、Xの言い分を聞くことなく直ちに保護廃止処分がなされたことに納得がいかなかった。Xは本件処分に対して審査請求を申し立て、棄却裁決が下された後、Y市を被告として、本件処分の取消訴訟を提起した。

#### [問]

Xは、本件処分の取消訴訟において、どのような違法事由を主張しうるか。(1)手続違反、及び(2)それ以外の違法事由(憲法25条違反の主張を除く。)を挙げなさい。なお配点は(1)70点、(2)30点とする。

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

【参考条文】

生活保護法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

<2～3項 省略>

(用語の定義)

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

<2～5項 省略>

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長……は、……この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

<2～3項 省略>

4 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を……委任することができる。

(指導及び指示)

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、……第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

<2項 省略>

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。……

5 第3項の規定による処分については、行政手続法第三章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。